

# 令和6年度奈良県環境審議会水質部会（第1回） 議事録

日時 令和6年12月25日（水）

10:00～11:00

場所 奈良県経済倶楽部 4階会議室

## 議 事（1）令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

・事務局から資料について説明

・資料の訂正

□事務局

資料4の国土交通省の(2)のところで、河川水質調査要領（参考資料4）と記載しておりますが、河川水質調査要領（参考資料5）の間違いです。すみません訂正願います。

・質疑応答

◎岸本部長

基本的にはルールに従っての変更ということで、問題はないだろうという判断なのですが、国土交通省様の担当部分で、かなり大きな変更があり、資料4別紙で変更点をおまとめいただいているのですが、測定回数が0回になる部分がございます。基本的には国土交通省の方で、変更されている部分は環境基準点ではない部分だと理解しているのですが、そのような理解でよろしかったでしょうか。

□事務局

環境基準点の部分も含まれ、健康項目等が一部0回になる地点がございます。

◎岸本部長

環境基準点でも0回になる地点があるのですね。

□事務局

項目によっては0回になります。

◎岸本部長

法律上、問題はないのですか。

□事務局

法律上、”すべての環境基準項目を測定しないとイケない”とまでは書かれていないという意味では、問題があるとは言えないという回答になりますが、この事に関して、国土交通省様、コメント・意見をいただけますか。

○近畿地方整備局 河川環境課

先ほどご説明いただきました測定計画につきましては、参考資料5の国土交通省河川部河川環境課が出しております河川水質調査要領に基づきまして、過去のデータより測定回数を定めております。

□事務局

参考資料5の17ページの一番下に環境基準点(1)という表示があり、こちらと17ページの真ん中辺りに「採水地点は、次の地点を考慮して選定する。ただし、環境水質監視調査においては、必ず基準点を含むこととする。」という記載がありまして、その辺りの考慮をどうされたかというのを部会長としては説明を求めておられるかと思しますので、要領の中で、「基準点を含む」ということにつきまして、どのように取扱いをされているかの説明をいただければと思います。

○近畿地方整備局 河川環境課

その点に関しても、先ほどの河川水質調査要領に基づき、検討しております。

□事務局

資料4付随別紙より、藤井の地点におきまして、pH、D0、BOD、COD、SS、全窒素、全リンの測定が13回から0回になると記載があるのですが、測定計画によりますと2ページの上から6及び7行目の藤井の地点で0回になっている項目と12回そのままになっている項目があるかと思われます。通日として測定されているものは0回になるが、基準Iとして測定されているものは12回測定されるということで、全てが無くなるという事ではないという解釈でよろしいでしょうか。

○近畿地方整備局 河川環境課

そのとおりです。

◎岸本部長

環境基準点については法律に即して測定を継続し、それに加え、同一地点で実施している通日測定する調査があり、この通日の調査について、合理化をするということですね。理解しました。

もう一点、地下水調査について、資料2の4ページによると今年度、概況調査2地点で環境基準の超過があったとのことで、来年度以降、継続監視調査になるかと思われます。一方、今年度すでに継続監視調査になっている地点が5地点あり、そのうち3地点において、環境基準が超過したということでしたので、残りの2地点においては、過年度に環境基準の超過で継続監視調査になり、今年度の調査においては環境基準を下回ったという理解でよろしいでしょうか。来年度から継続監視調査ではなくなる地点はありますか。

□事務局

資料2の4ページの表10は、令和5年度の測定結果となっており、令和7年度に測定予定の継続監視調査地点については、資料3の2ページに記載しております。

◎岸本部長

資料2は令和5年度の測定地点及び結果なのですね。理解いたしました。

その他、いかがでしょうか。従来のルールに則っての変更ということで、特段問題ないかと思われませんが、よろしいでしょうか。

それでは、特に修正を必要とするご意見はありませんでしたので、この計画を部会として了承する旨を環境審議会の皆様へ報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 報 告（1）大腸菌群数に係る排水基準の見直しについて

・事務局より報告事項について説明

・質疑応答

◎岸本部長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様よりご意見、ご質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。報告事項ということでございますけども、令和7年4月1日より水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち大腸菌群数が大腸菌数に改定される予定であり、それに合わせて、奈良県生活環境保全条例に基づく排水基準についても、同様の適用をされるとのことで、特段問題はないかなと思います。

実際のところ、現在適用される事業場はないとのことで、今後新たな対象事業場が県内に設置され、なおかつ日平均50m<sup>3</sup>以上の排出がある場合、この新しい基準を適用するということで、規定としては整理をしておく必要があるだろうということです。

## その他

・なし